

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内建設企業等の技術力の強化、公共工事の品質向上及び地域経済の活性化を図るため、新技術開発意欲のある県内建設企業等が平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業実施要領（平成31年4月15日制定。以下「実施要領」という。）に基づいて行う建設新技術等の開発活用調査に要する経費について、平成31年度予算の範囲内において、当該県内建設企業等に対し、青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、要領第2条第2号に掲げる、建設新技術等開発活用とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。

(申請書等)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数
補助事業計画書	第2号様式	正本1部
収支予算書	第3号様式	正本1部
その他参考となる資料	—	1部

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助金の額の増減を伴わない各経費区分間の経費ごとの30パーセント以内の変更を除く。)、補助事業の内容の変更(補助目的の範囲内で行う事業計画の細部の変更を除く。)又は事業主体の変更をする場合において、変更承認申請書(第4号様式)により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、中止(廃止)承認申請書(第5号様式)により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を遅延等届出書(第6号様式)により知事に届け出てその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成32年(2020年)4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 知事は、補助事業の成果が、県内建設企業等の技術力の強化を促進する効果があると認めるときは、当該成果を発表することができること。

(申請の取下げの期日)

第6条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、補助金請求書(第7号様式)を平成32年(2020年)3月31日までに知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による報告は、平成31年(2019年)11月1日現在の状況を記載した実施状況報告書(第8号様式)を同月20日までに提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して10日を経過した日又は平成32年(2020年)3月15日のいずれか早い期日までに実績報告書(第9号様式)により行うものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数
補助事業報告書	第 1 0 号様式	正本 1 部
収支決算書	第 3 号様式	正本 1 部
補助対象経費に係る支払証拠書類の写し	—	1 部
その他知事が必要と認める書類	—	1 部

- 3 第 1 項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 1 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第 1 2 号様式)を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
外部講師等報償費	技術的実現可能性等に係るアドバイスをを行う外部の講師・専門家等への謝金
外部講師等旅費	技術的実現可能性等に係るアドバイスをを行う外部の講師・専門家等の旅行に要する経費
研修調査費	社外研修への参加、市場調査等に係る旅行に要する経費
調査研究費	当該事業遂行に必要な調査の委託に要する経費

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

申請者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費 補助金交付申請書

平成31年度において実施する建設業技術力向上・開発支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 建設新技術等の名称
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
補助事業の内容 別紙補助事業計画書（第2号様式）のとおり
補助事業に要する経費の配分 別紙収支予算書（第3号様式）のとおり
- 4 補助事業完了予定年月日 年 月 日

補助事業計画書

1 事業内容

申請者	商号	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
事業名		
事業内容	実施内容	
	実施時期	
	委託機関（予定）	
	期待される効果	

2 事業費の積算明細（単位：円）

経費区分	事業費	補助対象経費	補助金交付申請額
合 計			

- 注1 上記事項を簡潔かつ具体的に記載し、必要に応じて既存参考資料を添付引用すること。
- 2 事業費は、消費税及び地方消費税（消費税等）を含めた額とすること。
- 3 経費区分は、平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱別表の補助対象経費の経費区分と一致する経費のみを記入すること。
- 4 事業費は、具体的に記載すること（単価×数量等の算出根拠）。
- 5 積算の根拠となる資料（見積書等）の写しを添付すること。
- 6 補助金交付申請額の欄は、補助対象経費に補助率を乗じて得られる金額を記入すること。

収支予算（決算）書

（収入）

（単位：円）

区 分	予算額	（決算額）	備考
自己資金			
借入金			
県補助金			
その他の収入			
合 計			

（支出）

（単位：円）

区 分	予算額	（決算額）	備考
合 計			

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業 変更承認申請書

年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業技術力向上・開発支援事業について、下記のとおり変更したいので、平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

注 補助事業計画書及び収支予算書を添付し、事業内容については変更箇所の下線を引くとともに、事業費の積算明細及び収支予算書については、変更前の額を上段に（ ）書きし、変更後の額を下段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業 中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業技術力向上・開発支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業 遅延等届出書

年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業技術力向上・開発支援事業について、平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 状況報告
 - ・予定の期間内に完了しない
 - ・補助事業の遂行が困難
 - ・その他 ()
- 2 経緯等説明
- 3 今後の対応について

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費 補助金請求書

年 月 日付け青監第 号をもって交付の決定の通知を受けた平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先 金融機関名、支店名
預金種別及び口座番号
口座名義

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成 3 1 年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業 実施状況報告書

年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業技術力向上・開発支援事業の実施状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(補助事業計画書と対応させて、事業の経過及び今後の計画を簡明に記載すること。なお、計画に比べて遅延がある場合には、その理由も記載すること。)

2 補助対象経費の支出状況（平成 3 1 年（2 0 1 9 年）1 1 月 1 日現在）

経費区分	発注年月日	完了年月日	支払年月日	補助金充当額	支払先
合 計					

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業 実績報告書

年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業技術力向上・開発支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助事業完了（廃止）年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 補助事業報告書（第10号様式）
 - (2) 収支決算書（第3号様式）
 - (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
 - (4) その他

補助事業報告書

1 事業経過

事業名	
事業の実績	
補助後の事業概要	実施要領第4条に規定する概要説明書（別添）のとおり
事業の実施日程	開始 年 月 日 完了 年 月 日

注 概要説明書は、補助事業により得られた技術的実現可能性、需要予測、開発コスト、開発スケジュール等に関する知見を、朱書きで反映したものとすること。

2 事業費の支出明細（単位：円）

経費区分	事業費	補助対象経費	補助金額
合 計			

注1 支出額は、消費税及び地方消費税(消費税等)を含めた額とすること。

2 経費区分は、平成31年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱別表の補助対象経費の経費区分と一致する経費のみを記入すること。

3 支払証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書、振込依頼書、旅費にあっては記録簿（打ち合わせを行った相手方の承認印を受けること。）等）の写しを添付すること。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

補助事業者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者氏名・電話番号)

平成 3 1 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

平成 3 1 年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（県が確定額通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（A） | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B） | 円 |
| 4 補助金返還相当額（B - A） | 円 |

（備考）

（1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8%（10月以降10%）相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではないので留意すること。